

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成２７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「法第２条第８項」を「法第２条第９項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。